

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画を定め、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

北松北部環境組合

管理者 黒 田 成 彦

記

1. 一般廃棄物処理の基本的事項

(1) 処理区域

平戸市、松浦市の全域（以下「処理区域」という。）

(2) 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

(3) 処理計画量

ごみ処理計画

一般廃棄物の種類	処理計画量	合 計
もえるごみ	13,000 トン	14,520 トン
資源ごみ	550 トン	
その他の不燃ごみ	850 トン	
粗大ごみ	120 トン	

小動物の死体処理計画量

小動物の死体	120 件
--------	-------

汚泥再生処理計画

一般廃棄物の種類	処理計画量	合 計
し尿	37,000 トン	58,440 トン
浄化槽汚泥	21,000 トン	
生ごみ	440 トン	

2. 一般廃棄物の処理主体及び処理

(1) 共通事項

- ① 日常家庭から排出される一般廃棄物の処理を北松北部環境組合構成団体である平戸市、松浦市の処理区域を処理計画区域と定め、構成団体の個人が運搬、若しくは、構成団体の長が許可をした委託業者及び許可業者が搬入した一般廃棄物を北松北部クリーンセンター（以下「センター」という。）において、適正に

処理するものとする。

②構成団体（平戸市、松浦市）の処理区域外からのセンターの搬入は原則認めない。ただし、止むを得ない理由により、近隣の自治体から一時的に処理を依頼された場合は、構成団体から出た一般廃棄物の処理に支障のない範囲で処理することができる。

③「特定家庭用機器再商品化法」（小型家電リサイクル法）の対象となるテレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、については、処理の対象としない。また、パソコンについては、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、センターに直接搬入されたものについては処理の対象とする。なお、従来どおりステーションに出されたものについては、処理しないものとする。

④搬入される一般廃棄物のうち、定められた分別方法が守られていないもの、あるいは施設の処理能力上支障が生じるもの、さらには円滑に処理ができない恐れがあるものは、搬入を拒否または制限することができる。

（２） 家庭から排出される一般廃棄物

一般廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もえるごみ	組 織 団 体 (平戸市、松浦市)	北松北部 クリーン センター	溶融・ 資源化	組 織 団 体 (平戸市、松浦市)	埋 立
資源ごみ			資源化		—
その他の 不燃ごみ			破碎・溶融 ・資源化		埋 立
粗大ごみ			破碎・溶融 ・資源化		埋 立
生ごみ			堆肥化		—

収集運搬については、排出者自ら搬入するものを除き、各組織団体において委託業者または許可業者によってセンターまで搬入するものとする。ただし、センターにおける処理が、円滑にできるよう各組織団体は住民指導等に協力するものとする。

（３） 排出されるごみの分別基準と住民の協力義務等

①もえるごみ

構成団体が指定するごみ袋に入るもので、長さは30cm以下、材木・伐採木等においては太さ10cm以下とする。

②資源ごみ

（ア）飲料用かん類 飲料用かん類のみ（缶詰かん等はその他の不燃ごみ）とし、

中をゆすいでつぶさずに排出する。

(イ) びん類 ふた及び中栓は取り除き中を洗って排出する。

(ウ) ペットボトル リサイクルマークがあるもの(卵パックは除く。)で、ラベルをはがし、ふたをとり、中をゆすいで排出する。

(エ) ダンボール、雑誌・古紙類 可能な限り分別する。

(オ) 発泡トレイ 可能な限り分別し、各組織団体の指定する収集場所へ搬入する。

(カ) 紙製容器包装 可能な限り分別する。

③その他の不燃ごみ

飲料用以外のかん（中身を空にすること）、小型の電気製品等で金属類がついているもの。

④危険物

廃蛍光管、廃乾電池、電球等取扱いが危険であるもの。

⑤粗大ごみ

各組織団体が指定するごみ袋に入らないもので長さは2 mまでとし、重さは2 人程度で持てるもの。

⑥生ごみ

破砕機で破砕できないもの、堆肥になりにくいもの、有害なものなど、別途定める不適物を取り除くこと。

⑦上記以外のごみ

別に定める「各種ごみの受け入れに関するマニュアル」にそって対応する。

(4) センターに搬入出来ないごみ

産業廃棄物、医療系廃棄物、家電リサイクル4 品目、薬品等の危険物、農・漁具類、農機具、オートバイ、自動車及び部品、消火器、ピアノ、プロパンガスボンベ、大型機械、油脂、廃油塗料、タイヤ、バッテリー、焼却灰、その他処理困難なもの。

(5) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種 類	収集・運搬 主 体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
許可業者	許可業者	北松北部 クリーン センター	粉砕・溶融・ 資源化	組織団体	埋 立
自己搬入	排 出 者				

① 事業者の協力義務等

(ア) 排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。自ら処理できない場合には、センターに搬入するか許可業者に収集運搬を

委託し、センターで処理を行うこと。

(イ) 廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するなど廃棄物の減量に努めること。

(ウ) 事業系廃棄物を排出する際は、家庭から排出される一般廃棄物と同様に分別すること。

(エ) 事業所の敷地内に分別に応じた集積所を設けること。

(オ) 管内のごみステーションは、特に了解を得たもの以外は使用しないこと。

(6) 小動物の死体

小動物の死体	収集運搬主体	処理主体	処理方法
	組織団体	北松北部クリーンセンター	溶 融

3. 処理計画

(1) 処理の方法

① 燃えるごみ

燃えるごみは、熔融炉にて熔融し、熔融後のスラグは建設資材等に再利用する。
また、飛灰は重金属安定剤により凝固して構成市の最終処分場に埋め立てる。

② 飲料用かん類

飲料用かん類は、鉄とアルミに分類し資源として売却する。

③ びん類

びん類は無色、茶色、その他の色に分類し資源として処理委託または売却する。

④ ペットボトル

ペットボトルは、資源となる良好なものを資源として処理委託または売却する。

⑤ 不燃ごみ及び粗大ごみ

不燃ごみ及び粗大ごみは、破砕機により破砕し、鉄及びアルミニウムを抽出し、鉄及びアルミニウムは資源として売却する。また、小型家電等の希少金属等を含むものも可能な限り分別し資源として処理委託または売却する。なお可燃物は、熔融炉にて熔融する。

⑥ 紙類（ダンボール、雑誌、その他紙）

紙類は出来るだけ、別に選別し資源として売却する。

⑦ 布類

紙類は出来るだけ、別に選別し資源として売却する。

⑧ 生ごみ

破砕処理後、脱水汚泥とともに発酵装置で発酵させて堆肥化を図り、管内住民に販売する。その販売管理については田平土地改良区に委託する。

(2) 再資源化の量及び方法

① 排出前の資源化量

- ・ 構成団体の各種団体（町内会、子供会、PTA等）による資源物集団回収
令和7年度 再資源化量 年 500 トン
- ・ 事業者等による資源回収
令和7年度 再資源化量 年 4,000 トン

② 排出後の資源化量

- ・ 熔融施設に搬入された燃えるごみの再資源化（スラグ）
令和7年度 再資源化量 年 850 トン
- ・ 資源化施設に搬入された資源ごみの再資源化
令和7年度 再資源化量 年 470 トン
- ・ その他の不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの鉄・アルミ回収
令和7年度 再資源化量 年 425 トン
- ・ その他の不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの乾電池・蛍光灯等回収
令和7年度 再資源化量 年 18 トン
- ・ 汚泥再生処理施設に搬入された生ごみの再資源化（堆肥化）
令和7年度 再資源化量 年 330 トン

③ 再資源化関連施設の概要

施設名	北松北部クリーンセンター		
所在地	長崎県平戸市田平町下寺免 1318 番地		
資源対象物	アルミ缶、スチール缶、びん、ペットボトル、生ごみ		
型式	空缶選別機	空缶圧縮機(不燃破砕物用)	ペットボトル圧縮機
処理能力	スチール缶 0.480 t/5h アルミ缶 0.150 t/5h	スチール缶 2.330t/5h アルミ缶 0.402t/5h	ペットボトル0.195 t/5h
型式	びん類選別機	生ごみ汚泥発酵機	
処理能力	無色 0.936 t/5h 茶色 1.053 t/5h その他 0.351 t/5h	ロータリーキルン型 100m ³ /1基 (2基)	

④ 再資源化の方法

- ・ 管内の再資源化業者を優先する。ただし、該当する処理業者がない場合は、管外の業者に委託する。

(3) 施設の受入時間及び受入休業日

受入時間 委託許可業者 8:30～16:30 (12:00～13:00 除く)

個人 9:00～16:00 (12:00～13:00 除く)

受入休業日 土曜日、日曜日、年末年始(12月29日～1月3日まで)

ただし、センターが指定する日を除く。